

平成30年度 村営水道の放射能濃度の測定結果について

村では、原子力発電所における放射性物質の漏洩事故が発生したことから、村営水道の水道水の放射能濃度測定を定期的を実施し、随時公表しています。

次の測定結果から、水道水の安全性に問題はありません。

- 1 採水場所 浄水：宮ヶ瀬浄水場（清川村宮ヶ瀬 1627-4）
原水：塩水水源取水地点（清川村宮ヶ瀬 1761）
- 2 検査機関 神奈川県内広域水道企業団（海老名市社家 4587）
- 3 浄水の放射能濃度（単位：ベクレル/kg）

採水日	浄水		原水	
	セシウム-134	セシウム-137	セシウム-134	セシウム-137
平成31年3月7日	不検出 (0.7)	不検出 (0.8)	不検出 (0.7)	不検出 (0.8)
平成30年12月5日	不検出 (0.8)	不検出 (0.7)	不検出 (0.8)	不検出 (0.7)
平成30年9月6日	不検出 (0.8)	不検出 (0.8)	不検出 (0.8)	不検出 (0.7)
平成30年6月6日	不検出 (0.7)	不検出 (0.9)	不検出 (0.9)	不検出 (0.7)

※ 不検出とは、放射性物質を測定する装置が測定できる最低の濃度（検出限界値）を下回ったことを表し、下段の（ ）内の数値については、検出限界値を示しています。

◎ 水道水中の放射性物質に係る設定値（管理目標値）

放射能セシウム 10 ベクレル/kg

◎ 摂取制限及び解除の目安

① 摂取制限の目安

水道水の放射能検査の結果、管理目標値を上回った放射性セシウムが検出された場合

② 摂取制限解除の目安

管理目標値超過の原因を究明し、原因となつたろ過設備等の不具合を回復させ、浄水中の放射能濃度が管理目標値を下回ったことが確認され、かつ、監視体制が確立できた場合

※ 過去の測定結果で3ヶ月連続して不検出であったため、検査頻度は3ヶ月に1回とします。（国ガイドライン「水道中の放射性物質に係る管理目標値の設定等」による。）